

京都府議会 2 月定例会の一般質問には、12 日太田府議、荘司府議が、13 日新井府議、高橋昭三府議がたちました。その内容を順次、紹介いたします。

- 太田 勝祐議員 … 1 ページから
 - 新井 進 議員 … 7 ページから
 - 予算特別委員会の日程 …15 ページ
- ***各審議を、ぜひ傍聴にお越しください！

太田勝祐 (日本共産党、西京区) 2002、2、12

日本共産党の太田勝祐です。私は先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

南丹ダムの総事業費、国・府・町の負担は

【太田】はじめにダム建設とそれに関連して伺います。第一に、南丹ダム計画について伺います。このダム計画は、当初建設省が計画を発表したときは、「京阪神の水確保」とされ、その後「園部町の生活用水の貯水」となり、昨年に突然、地元説明で園部川の洪水対策だとして、園部川（るり溪）から八田川（南丹ダム）への分水計画が出されました。計画が発表され、8 年間で約 5 億円を費やして、ダム建設の調査が行われてきました。しかし、この間、調査資料の要求に対して一貫して拒否する態度をとり、調査内容が明らかにされませんでした。今回、府の情報公開条例によって、その調査書を見ることができました。これに基づいて質問します。

昨年六月のわが党議員の代表質問で、知事は「地元関係、園部町から強い要望を受けて、園部川流域の治水対策と安定した水資源の確保を目的として事業に取り組んでおります」と答弁されています。そこでまず第一に、このダムの総事業費と国、府、町の負担はどのようになるのか。平成 7 年度の治水経済調査報告書によりますと、ダム本体工事 190 億円、用地補償 13 億 7000 万円、ダム建設の河道改修 498 億円、その他合計 689 億円となります。現在、どのように総事業費、負担を考えていますか、伺います。

大規模なダム建設で水を確保する理由はない

【太田】第二の問題は、安定した水資源の確保、すなわち生活用水・水道の水確保の問題です。報告書によりますと、一日 5000 トンから 6000 トン、このダムから水を確保するということになっています。果たして、園部町でそれだけの水需要が必要なのか疑問です。

園部町の上水道は船岡水源池で一日 6000 トン、船阪水源池で一日 4800 トン、本梅

の細谷で200トン、合計一日給水能力11000トンの能力を持っています。12年度の町の上水道事業報告書を見ますと、一日の使用水量は平均6556トンであります。能力の59.6%となっています。最大で一番よく水を使ったときで一日7979トン、能力の72.5%の水道施設の利用率であります。十分に生活用水は、現在の施設で足りているという内容です。たとえ人口が予定されております22000になっても1・3倍をかけても10400トンで、今の11000トン未満であります。現在の水道施設で十分で、大規模なダムを建設してまで水道用水を確保する必要は全くないと考えます。

知事は、地元・園部町からの強い要望を受けてということですが、園部町からの将来の水需要計画は提出されているのか、どのような内容になっているのか、伺います。また、府自身、現在の町の水道施設の能力では不足だと考えているのか、伺います。

昨年12月の町議会で町長は「町も必要のない、利用できない水を分担金をもって対応していくのは大変だ。本当の水の必要性も点検していく必要がある」と発言されています。この町当局の発言を府はどう受けとめているのか、あわせてお聞かせください。

治水対策は、河川改修、森林保全などの具体的対策で可能

【太田】第三に、治水対策について伺います。一番の根幹であるダムの目的が建設省発表の当初は、京阪神の水確保から園部町の生活用水確保に、昨年、洪水対策が加わり、まずダム建設ありきですすめられてきたとしか思えません。その証拠に、人工的に流域を変更し、地下トンネルによって、園部川（るり溪）から八田川（ダム）へ水を引く計画がされています。自然の流水を変える分水は、将来、一方に水不足、一方に洪水被害の人為的災害を起こす不安があり、どのような災害が起こるかわかりません。また、かんがい用対策も理由にあげていますが、この間深刻な渇水はありません。資料の中で調査基準点の流量を確保する代表地点を三ヶ所設定していますが、そのいずれも園部川流域になり、渇水の際の水不足があると言っている方から水を八田川の方へ流す分水は、まったく理由にあわない計画です。

一昨年、建設省は治水はダムや堤防だけに頼らず、川はあふれるという前提に立って、流域全体で治水対策をすべきだと、「洪水と共存する治水への抜本的転換をはかるよう」方向を示しました。河川の流域ですでに人が生活しているところに「はんらん域」を設定し、家屋など財産を守り、被害を最小限にいとめる工夫として、集落や耕地を堤防で囲む輪中堤の復活、竹林のような水害防備林や森林保全などで、洪水対策をすすめる具体策を示しています。今回の計画は、このような治水対策の流れに逆行し、人工的に流域を変更する分水計画は、大きな問題があると考えます。園部町長は「分水の関係も含めて、本当の水の必要性を点検し、一度考え直していくことも大切であろう」と述べています。

私は、この地域の治水対策は、園部川、八田川などの河川改修、森林保全など具体的な対策をすすめることによって、十分可能と考えます。知事の所見を伺います。

地元の切実な要求は、ダム予定地に隣接した“るり溪”に通じる南八田から大河内の狭隘な府道の改良です。この改良工事こそ進めるべきと考えますが、どのように検討されていますか、伺います。

建設費の膨張が予想される丹生ダム

【太田】次に、本府が水利権を設定している滋賀県の丹生ダムと水利権問題について伺います。

水資源公団が建設している丹生ダムは、貯水量は1億5千万トン、近畿圏で最大のダムですが、1972年に計画が立てられて、昨年度には完成する予定だったものが、いまだ

に本体工事にかかっておらず、さらに十年の工期延長がされました。私は丹生ダムの建設現場を訪問し、建設所長から説明を聞きました。たいへんびっくりしたのは、建設費のことです。建設費は1988年の1100億円の予定だったのが、最終的にはいくらかかるかわからないとのこと。熊本県の川辺川ダムでは、当初350億円の工事費で出発したものが、現在では2650億円、実に7.6倍に膨れ上がるなど、工事費の膨張はダムでは当たり前のようになっています。府の負担は22億円と聞いていますが、それだけで終わるはずがありません。水資源公団のダム建設費は、財政投融资資金から必要な分だけ投入され、そのかかった費用を水源費として、水利権を設定している自治体が3分の1、水道事業者が3分の2を長期間にわたって払わなければなりません。つまり、税金や水道料金で支払っていくこととなります。

知事は、丹生ダムの総建設費と府、水道事業者の負担はいくらかかると認識されていますか。

過大な水需要予測 — 丹生ダムの水利権は放棄を

【太田】今、長野県や高知県などで、ムダな公共事業、ダム建設の見直しが進められようとしています。ダム建設下請け企業の内部資料で、全国のダム建設の工事受注の本命企業が談合で、すでに決められていることが暴露されました。丹生ダムも鹿島建設・ハザマとされています。ゼネコンのしごと作りのためのダム建設になっています。治水や利水を目的にしながら、過大な水需要により、不要となったり、環境破壊につながるものなど、既存の水利権の見直しが進んでいます。大阪府では、紀伊丹生川ダムからの取水を大幅に削減し、群馬県では、第二県営水道を市町村の自己水にブレンドする計画を取りやめる自治体が出ています。

昨年7月には、総務省の行政評価で「水資源開発計画」の過大な水需要を問題にしました。昨年1月に開かれた厚生労働省の「都道府県水道行政担当者会議」では、「計画的かつ合理的な水道施設の整備」、「ダムによる水源開発に参画する場合には、その緊急性及び必要性について十分な検討をおこない、的確な水道整備との整合性を図ること」を強調しています。淀川水系の河川整備計画について意見を述べる「淀川水系流域委員会」の第7回の会合が2月1日、京都市で行われました。その中で、国土交通省は「三重を含む近畿二府五県での水需要の集計の結果、水道事業者が不要と判断した場合は国のダム計画を見直す」との考えを示しました。府民の暮らしを脅かす水道行政ではなく、ムダを省き、安全・低廉な質のよい水道行政への転換が必要です。

丹生ダムの建設は、91年の3月議会で提案されましたが、わが党は、琵琶湖の環境を大きく破壊し、水質悪化にもつながると反対、その後の「府営水道経営懇談会」でも、水需要予測が過大であり、丹生ダムの水利権は放棄すべきと主張してきました。今、京都府が淀川水系の各ダムに設定している水利権の合計は、丹生ダム分を除いても一日約24万立方メートルです。2000年の府営水道の給水量は、平均して一日10万7千立方メートルであり、半分にしかすぎません。今、全国的に水道料金の値上げが相次いでいますが、主に高度成長期の過大な水需要予測にもとづく計画されたダムや堰が建設され、その建設費用が料金にツケまわされているからです。

今回、丹生ダムの工期が2010年に大幅に延長するにあたって、水資源開発公団や水資源開発促進法にもとづく知事の意見が求められていると思いますが、知事はどうお答えされたのですか。水道料金に直接関係する重大な問題を、府民の前に明らかにせず、建設延期に同意することは、重大な府民に対する責任問題と考えますが、どのように思われますか、お答えください。府民にムダな負担を押しつけないために、きっぱりと丹生ダムの水利権を放棄すべきと考えますが、いかがですか。

小畑川の整備計画は、自然を残した川底や護岸整備が必要

【太田】次に、河川改修について伺います。この間、国土交通省は、ダム依存の見直しとあわせて、河川改修についても方向を転換し、豊かな自然の川を取り戻すということで、新しい方針を出してきました。1990年には、多自然型川づくりを、一昨年は護岸整備に木や石を利用する伝統的工法を重視する方向が示されました。

本府でも、「京の川づくり」として、親水性を考えた川づくりがすすめられています。私の住んでいる西京区洛西ニュータウンの真ん中を流れる小畑川は、府の事業として水辺舞台が整備され、地域住民がいろいろな催しもので利用し、親しまれています。ところが、川底や堰も荒れたところもあり、いっそう住民が親しんで、いこいの場所にしていく上で、木や石を利用した整備や、ホテルが飛ぶ、自然を残した川底や護岸整備が必要と考えますが、現在、整備計画はどのように検討されていますか。

同和教育という名の特別な教育を続ける根拠はない

【太田】次に、同和教育について伺います。1950年代から始まった同和教育は、「生活と教育の結合」、教育条件の整備と就学権の確保、低学力の克服、学力保障、授業の改善、友情と連帯を育む生活指導、進路保障を課題とし、子どもの現実と地域に根ざした教育として広がってきました。

しかし、1970年代には、「部落解放同盟」の運動を公教育に持ち込む解放教育が、従来の自主的・民主的な同和教育を排除し、教育行政を屈服させて、学校現場に押しつけてきました。そして今日、「解同」の暴力的な学校教育介入への批判と部落問題の解決がすすむなかで、「解放教育」はその基盤を失い、1990年代には「同和教育」の生き残りとして教育行政の「同和利用」によった新たな役割をもった、押しつけの「同和教育」がすすめられてきました。

しかし政府の人権擁護推進審議会は、2000年7月に答申を出し、人権教育の名で、同和延命と中教審路線の補完を図るという問題点をもちつつ、法的対応を拒否して、人権教育・啓発を行財政措置をもって行うことを明らかにしました。

この間、同和教育は、同和对策事業特別推進法以来の法的措置に裏付けられたかたちですすめられてきました。2001年度をもって地对財特法を根拠とする財政的措置も完了し、同和对策の特別事業が終了します。このような状況のなかで、同和教育という名の特別な教育を続ける根拠はなくなっています。

ところが、2000年秋の臨時国会で与党は、民主、社民党の賛成を得て、「人権教育・啓発に関する法律」を成立させました。この法律は、すべての国民に対して、政府が決めた「人権尊重の理念、精神」を、上から行政的に強化し、多様な意見を封じ込める言論抑圧、統制法の性格を持っています。また、「同和教育、同和啓発」に継続、拡大の根拠を与える誤った内容を含んでいます。

同和教育終結宣言をおこない、同和教育室の廃止を

【太田】同和教育を中心とする人権教育を、「同和教育」から「人権教育」と名称を変更し、同和教育を永続化しようと動きが教育現場で出て来ています。きわめて重大問題です。この間の総務庁の調査や各地の実地調査でも、かつてあった学力や高校進学率の格差が解消し、二十代の人々で7割以上の方が地区外の人と結婚しています。子どもたちの生活に部落問題が見え隠れする実態はありません。今あるのは、誤った「同和教育」、行き過ぎた同和行政によってもたらされた問題です。かつての同和教育の課題や民主教育を補完する必要もなくなり、同和教育を終結するのは当然です。同和教育を永続化する「人権教育」の名で、同和教育を中心とする「人権教育」は必要ありません。

そこで教育長に伺います。同和教育の実態について、私は、市町村の行政担当者、学校現場で直接同和教育にかかわっている先生から、同和教育の終結にむけての考えや、終結にむけて妨げは何なのか、聞き取り調査をしました。その結果、多くの行政担当者は、「府の意向待ち」、また、学校現場で終結の妨げは「教育委員会」と管理職の姿勢との回答が圧倒的でした。府教委は、同和教育についてきっぱりと終結宣言をし、いかなる名でも同和教育を中心とする人権教育をしないと、明確な態度を示すべきと考えます。あわせて同和教育室も廃止すべきです。教育長の答弁を求めます。

奨学金の飛躍的拡充が必要。知事は、制度充実を国に求めよ

【太田】次に、高校奨学金について伺います。日本育英会は、中学三年生が家庭の経済的な不安を抱えずに受験できるように、高校授業料の無利子貸与を事前に約束する「予約奨学金制度」があります。ところが、今年度、所得基準を満たしながら貸与されない申請者が全国で 1053 人も出たことが明らかになりました。京都府も毎年、申請者全員が内定しましたが、今年度は 9 名が不採用にされています。不採用となった中学生は進学を断念するか、経済的理由による中退の不安を抱えての受験となります。

今回、このような基準内の多数の不採用者が出た原因は、不況で申請者が増えたのに、政府は、日本育英会の廃止の方向で、毎年増加されていた奨学金を今年度比九・五%削減し、採用数も削減したことにあります。教育基本法は「教育の機会均等」を定め、経済的地位による教育上の差別を禁止し、地方公共団体に経済的理由により修学困難な人に対する奨学金を義務づけています。長引く深刻な不況のもとで、多くの青年にとって進学や充実した修学が困難になっており、奨学金の飛躍的な拡充こそ、強く求められています。今回の政府の措置は許すことのできない問題です。その上、都道府県に移管する方向が出されています。知事として、政府の責任で、奨学金制度のいっそうの充実を求めるべきと考えますが、どのように考えていますか。あわせて都道府県移管について見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

●質問に対する知事・理事者の答弁

【知事】丹生ダムについて 事業費は 1100 億円と事業実施方針で定められております。工期延長後も変更はされておりません。京都府の負担額につきましては、治水については約 3・7 億、利水につきましては約 15 億 4000 万円となっております。今回の工期延長の意見紹介に当たりましては、理由が水没に伴う移転者の移転先の確保や各種環境調査に時間を要したもので、やむを得ないものと判断をいたしまして、工期延長については「やむを得ないが、工期延長を理由とした事業費の増大につながらないよう、事業費の可能な限りの縮減に努力されたい」という旨の意見をつけた上で、関係府県ともに水資源公団に回答したところでございます。

水利権につきましては、宇治浄水場は受水能力 1 日あたり 96000 立方メートルで整備をいたしておりまして、その 4 分の 1 に相当する水量分は天ヶ瀬ダムの利水により水利権を得ておりますが、残りの 4 分の 3 に相当する水量分は天ヶ瀬ダムの再開発事業、大戸川ダム及び丹生ダムの利水を前提として暫定的に水利用の許可を得ているところでございます。

この問題は、白紙の議論ではございません。蛭川知事時代に建設しました宇治浄水場の積み残し水利権、その宿題を今、果たしているだけのものでございます。

ご意見のように丹生ダムの水利権を返上したら、宇治市などの水道が止まるんですよ。その事業及び共産党はその責任を全部負ってくれますか。この問題はそういう問題であ

ることをご理解いただきたい。

【土木建築部長】南丹ダムについてであります。このダムは園部川流域の治水対策と安定した水資源の確保についての園部町からの強い要望を受けて事業に取り組んでいるものでございます。平成7年度に実施した治水経済調査における事業費は、事業を進めていく上でダムの妥当性を評価することを目的に、あくまでも規模等は仮定の上で算出したものであります。現在、地質調査や基礎的な環境調査等を実施してダムの構造、規模等を検討している段階であり、現時点においてダム総事業費や負担額は定まっておりません。園部町における現在の水道事業計画書には、ダムからの新規取水は含まれておりませんが、園部町としては安定した水資源確保の必要性にたつて、将来の水需要について十分検討していくと聞いております。

今後、新たな水道事業計画がとりまとめられていく段階で、町と調整を図りながら、ダムの構造、規模を定めるなど、事業を適切に進めていきたいと考えております。

なお、園部川流域の治水計画につきましては、もともと流域内の森林の存在を前提としており、治水および利水の両面から総合的に考えますと、ダムと河川改修の組み合わせによる手法が効果的であると考えております。

また、府道の整備につきましては、地元市町村のご意見をお聞きし、事業の必要性、緊急性、事業効果の早期実現等を考慮し、順次整備をすすめていくこととしております。

【土木建築部長】小畑川について 桂川合流点から国道9号上流までの約10・3キロメートルの区間につきましては、すでに河川改修を完了しております。洛西ニュータウン付近につきましてはすでに改修済みではありますが、落差工の下流などでは河床低下が見られるため著しい箇所から順次河床を守るブロックの設置や護岸の修繕などを実施しているところであります。今年度は下流の犬川合流点付近に堆積した中州のしゅんせつに合わせて、河川環境に配慮し、木材を利用した杭柵を河床に設置して滞（みお）筋を確保するなどの工事を実施することといたしております。

【教育長】同和教育について 地対財特法の執行にともない平成14年3月末を持って特別対策はすべて終了することといたしております。今後は人権擁護のため「国連10年京都府行動計画」を踏まえて、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築し、あらゆる人権問題の解決に向けた教育を積極的に推進してまいりたいと考えております。なお、同和教育室につきましては今後、教育委員会の組織全体の点検、見直しを行う中で検討していきたいと考えております。

日本育英会について 国の特殊法人等整理合理化計画の中で日本育英会は廃止され、新たな独立行政法人が設立される方針であると聞いており、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、育英会の組織の存廃に関わらず育英奨学事業につきましては、経済的な理由で就学が困難な生徒の教育を保障する重要な施策であると考えており、都道府県教育長協議会等を通じて、従来から国に対し、制度の充実を強く要望しているところであります。

また、高校生を対象とする育英奨学事業につきましては、都道府県への移管の方針が閣議決定かれたと聞いておりますが、今後、他府県とも連携しながら慎重にその対応を検討してまいりたいと考えております。

●太田議員の再質問

【太田】丹生ダムの問題について、知事から「宇治の水道が止まる」という発言があったんですけども、私は質問の中でも、いま、全国的な流れとしてダムの見直し、先日、長野県の下諏訪の方に行きましたけども、長野県でもダムを見直していこうと、全国的にいま水道のダムとの関係についても、国土建設省の方もそういう方向で進んでいる。高度成長の時に、水需要の問題でいろいろダムが計画されたんですけども、これが一つ

の大きな問題と、もう一つは先ほど私が具体的に暴露しましたが、ダム建設がすでにある、もう業者も決まっているということでドンドン進む、こういう問題も含めてやはり見直していく。

丹生ダムの問題について、私、先ほど具体的に、いま1日10万7000トン、いまの淀川水系の水では24万トンの実際、能力があると、こういう中で知事が「宇治に水がいかない」と言うなら、その根拠を示してほしいと思うんです。そういう具体的な数字を示して、これは見解も違うかも知れませんが、現に能力があるのに再検討すべき。こういう問題について自信があったら議会に出して、大いに議論したらいいと思うんです。そういうのを明らかにせず、そういうふうに出すというのは問題だと思うんです。この問題については予算委員会でも明らかにしていきたいというふうに思います。

【知事】丹生ダムを例にとりて一般論を言われましたが、このやり方もおかしいと思いますけれども、一番、大切なことはいま、「宇治の水道が止まるのはなぜか」とおっしゃいましたね。しっかりと教えてあげます。何年、議員をやっているか知りませんが、私はね、ずっと引き継いでおりますのは、宇治の浄水場は本来、96000トンの水利権を持っていないんですよ。4分の1だけが建設省から認められた水利権であって、後の4分の3はどっかのダムができたときに、それと計算でその負担をした場合にはこれを96000トンと認めますというのを、ずっと蜷川さん時代からの引き継ぎでございまして、その引き継ぎを果たすために丹生ダム等をわれわれがもって、そして安定した、決められた水利権を宇治浄水場で確保しようということでやってきているものでございまして、全国の流れがどうだとか、長野県がどうだとか、そういうことと全然、経過が違うものですから、もう少し勉強してから質問してください。

新井 進（日本共産党、北区選出） 2002、2、13

日本共産党の新井進です。先に通告しています数点について質問をいたします。

下請代金不払い問題など、府内建設業者の救済に全力をあげよ 公共工事の設計労務単価の引き上げを

【新井】まず一点目は、深刻な不況に直面している府内建設業者対策についてです。

昨年の府内の倒産件数は、一昨年に続く、過去2番目の倒産件数となりました。その中でも建設関係は、一昨年前年比46%増の143件、昨年は157件となり、文字どおり最悪となっています。さらに建設業界では、元受言いなりの「指値発注」や仕事が終わってから請け書を交わすなど、不正常的な請負契約が横行する事態が生まれています。

その結果、京都建築労働組合がおこなった6000人のアンケートでも、賃金は職人で5年前の10%減、一人親方では20%以上もの減となっています。公共工事設計労務単価も、昨年四月の単価で、職種によっては3年前の20%~30%も下がっています。そのうえ、1か月に数日しか仕事がない状態が続くなど、本当に深刻です。

この建設業者の仕事確保のため、わが党議員団は、大型開発事業よりもはるかに波及効果が大きく、耐震性の強化やバリアフリー化、さらには建設廃材の発生を抑制し、環境対策としてもいま求められている「住宅改修助成制度」の実施を繰り返し提案してきましたが、知事はまともに検討されませんでした。こうした知事の姿勢は、苦境に陥っている建設業者の願いに背を向けるものとして、いずれ府民のきびしい審判を受けざるを得ないということを指摘しておきます。

さて、こうした建設不況のもとでも、建設業法が適正に運用されるならば、大手建設業者の下請けとなっている中小建設業者の経営を守るうえで一定の役割を果たすことができます。

まず、第一は、受注競争が激化している中で、先ほど紹介したように「指値発注」や「仕事が終わってから請け書を交わす」請負など、中小建設業者はきわめて不利な立場にたたされています。これを建設業法 18 条、19 条で定めているとおり、対等な立場で公正な契約を締結するよう指導する責任が本府にはあります。

本府は、現在、請負契約が建設業法にもとづき適正におこなわれていると考えているのですか。それとも不十分と見ているのですか。実情をどのように認識されているのか。お聞かせください。

また、一昨年成立した「入札および契約適正化法」に対する参議院委員会付帯決議で「施工体制台帳の活用により、契約関係の適正化、透明化に努めること」とされています。本府が発注する公共事業について、施工体制台帳にもとづき、請負契約が書面によって適正に行われているのか、適正な労務費の単価となっているのかなど、すべての請負契約の実態を調査すべきではありませんか。

また、公共工事設計労務単価は実勢価格を反映しているとされていますが、実勢価格の引き下げが労務単価を下げ、労務単価の引き下げがまた実勢価格を下げるという悪循環になっています。これ以上の労務単価の引き下げは建築労働者に生活苦を押しつけるのもので、引き上げへの努力をすべきではありませんか。いかがですか。

第二に、建設業法 41 条 2 項は、建設大臣や知事が「高い資質、特に確実な財産的基礎等を有するもの」として認めている特定建設業者が、発注者から直接請け負った工事に関して、その工事にかかわる労働者の賃金の支払いに遅延が生じた場合は立替払いをするなど適切な対処をするよう指導、勧告することができるとされています。

先ほど紹介したとおり、建設業者の倒産が相次いでいますが、本府が発注した工事だけではなく、民間・公共問わず、特定建設業者が元請となっている工事で、その下請けが倒産し、二次下請けや三次下請けで賃金が支払われていないような実態があると考えますが、実情をつかんでおられるのか。お伺いいたします。

これは舞鶴市が発注した公共事業ですが、大臣許可の特定建設業者が元請けで、その 3 次下請けが一昨年倒産し、その 4 次下請け以下で請け負っていた業者に資金が払われない事態がおきました。ところがこの特定業者は、建設業法 41 条 2 項による立替払に依らず、その責任を果たそうともしませんでした。この業者は、国や府の公共事業も多く受注している業者です。

また、これは府の公共事業である府道京都守口線緊急橋梁整備工事で、元請は知事認可の特定建設業者で、2 次下請けが昨年 6 月自己破産、3 次下請けに 820 万円の未払いが生じました。本来ならこれも元請が立替払いをしなければならぬのですが、府も指導していただいていると思いますが、元請の特定業者は、立替払いをしたのですか。指導の現状はどうなっていますか。お伺いいたします。

今日の深刻な建設不況のもとで、倒産などによって労働者が賃金ももらえない事態を少しでもなくすために、特定建設業者に、建設業法 41 条を守るよう再度徹底すべきではありませんか。とりわけ公共事業の発注に際しては、念書を取るなど、徹底を図るべきではありませんか。いかがですか。お伺いいたします。

また、本府土木建築部として、公共事業だけでなく、元請や 1 次下請けなどの倒産によって工事費が未払い、不渡りになったというときに、積極的に相談にのり、建設業法などを活用し、迅速に処理する体制をとることが、連鎖倒産を防ぐ上でもきわめて重要です。資金繰りなどの相談もできるよう、商工部とも協力して、土木事務所ごとに、相談窓口を作り、不況に苦しむ建設業者を応援する体制を整えるべきと考えますが、いか

がですか。

【土木建築部長】 建設業を取りまく厳しい状況のなかで元請け、下請け契約の適正化が重要な課題であると認識しており、市町村を含む関係発注機関と連携をとりながら、機会あるごとに業界団体ならびに建設業者に対し請け負い代金の設定や代金支払いなどの適正化について指導に努めてきているところでございます。

また、従来からの施工体制台帳の義務づけに加えまして、昨年4月に施行されました「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」に基づきまして、契約書の確認や一括した請負の有無などにつきまして、現場への一斉立ち入り点検をおこなうなど、これまで以上に元請け、下請け契約の適正化に努めているところであります。

設計労務単価につきましては、国とともに建設労働者の賃金の支払い実態を調査の上、決定をしているものでありまして、京都府域における平成13年度単価は前年度11月適用単価と比較いたしまして、普通作業員など主要な11職種で4・3%上昇しているところであります。

次に、下請けへの不払い問題についてであります。京都府におきましては建設業の許可時に法律の遵守を求める注意文書を配布するなど、日ごろより建設業法第41条の趣旨の徹底を図っているところであります。平成13年度における立て替え払いに関する相談は2件ございまして、そのうち1件は解決を見ております。お尋ねの府道京都守口線における事案につきましても元請け業者に対し、当該下請け業者とよく話し合い、解決につとめるよう指導を続けているところでございます。今後とも元請け、下請け契約の適正化や不払い問題などにつきましては、関係機関と連携を図り建設業法の趣旨に基づき適切な対応をしてみたいと考えております。

府として、元請け業者への勧告、指示も辞さずの姿勢でのぞめ

【新井・再質問】 いま、土木建築部長から答弁をいただきましたが、いわゆる41条に基づく立て替え払いについては、「注意文書を配布するなど徹底している」ということであります。しかし、現実には先ほどいくつか紹介をしましたが、元請けが特定建設業者でありながら立て替え払いを拒否をしている事態も生まれているのは事実です。そういった意味で言いますと、今、事例に上げました府道京都守口線については、現に指導していただいているわけですが、もしもこれがドンドン先延ばしされるといふような事態になれば、いわゆる法の41条2項の定めに基づいて、京都府は勧告をされる思いがあるのかどうか、それについてお伺いしたい。もう一点は、法の28条の段階で勧告に従わなければ指示も辞さないという決意でこの件に臨まれるのかどうか、再度、お聞かせ願いたいと思います。

【土木建築部長】 京都守口線の事案につきまして、引きつづき元請け業者に対しまして当該下請け業者とよく話し合い解決に努めるよう指導をつづけてまいりたいと考えております。

学研都市開発の行き詰まりは鮮明 — 計画の全面的な見直し、縮小を行ない、これ以上のムダな開発、自然破壊をやめよ

【新井】 二点目は、関西文化学術研究都市開発についてです。

この学研都市開発は、荒巻知事の在任16年間と重なり合うもので、知事も次期知事選挙に出馬を断念された記者会見で、学研都市については「次期知事にぜひ花を咲かせ

てほしい」と述べられているように、その思い入れは大きなものがあつたと思います。この学研都市開発を総括することは、知事の 16 年間を総括するうえでも意味があるものと考え、いくつかの点でお伺いしたいと考えます。

まず、「文化学術研究都市」と銘打って行われたこの開発で、本当にその名にふさわしい街づくりが進んでいるのかということです。

精華・西木津地区では、学術研究施設用地は 167・1 ヘクタールですが、現在、売却済みが約 80 ヘクタール。木津南地域では、62・2 ヘクタールの施設用地で、売却済みは、約 15 ヘクタールです。あわせて 134 ヘクタール以上も売れ残っています。これだけ広大な施設用地が残っているのに、いま、そのうえに木津中央地域で 58 ヘクタールもの学術研究施設用地の造成を進めています。今後、これらへの学術研究施設建設の見込みがあるのかどうか、だれが責任を持ってすすめるのか、お聞かせ願いたいと思います。CCZ埋立地のように、「いずれは役に立つ。長い目で見てほしい」というような言い逃れの答弁でなく、責任ある答弁をお願いします。

また、関経連の主要企業である大阪ガス、関西電力が 20 ヘクタール購入していますが、ここは数年来、雑草管理だけをしている状況です。今後どのような見通しとなっているのかお聞かせください。私の聞くところでは、両社ともまとめた活用計画がたてられず、一時、この学術研究施設用地に、関西電力は電柱を立てて、電柱にのぼる職員訓練施設にしようという笑うに笑えない計画もあつたようですが、実際の見通しはどのようなのですか。

私どもは基礎研究を中心とした学術研究の充実は、技術立国日本を支えるうえできわめて重要だと考えています。だからこそ、この「けいはんな」のように民間や自治体任せにするのではなく、必要な基盤整備などは、国が責任を持って行うべきだと考えています。

さらに、すでに研究所をオープンしていた住友金属が昨年 6 月閉鎖し、再開のめどはないようです。NTT 研究所もリストラで今では半分に減っているといわれています。当初の府の基本計画では「産業の育成を図り、雇用の増大に資する」とされていましたが、現在、本府での産業の育成や雇用の増大にどのように役立っているのか。お聞かせください。

同時に、この学研都市は、「文化」がついていることが特色とされ、セカンド・ステージプランでも「新しい芸術文化創造の中核の形成」をはかるとしていましたが、その中核施設構想は、いま、どこまで具体的にになっているのですか。文化庁の動きはどのようなのか、見込みがあるのかお聞かせください。

このように学術研究施設用地は半分以上売れ残る、文化の中核施設の見込みもない状況では「学術研究都市」「新文化首都」とは、ほど遠い事態にあるといわなければなりません。

次に、「21 世紀のパイロットモデル都市」についてです。たしかに光ファイバーが整備され、実験的にしろテレビ電話が活用できるなど、未来都市の姿もあります。ところが、日々の生活にかかせない、交通の便は極めて悪く、商業施設や医療機関はまったく不足をしており、住民の方々は「モデル都市の宣伝文句は詐欺に近い」という声をあげざるを得ない事態です。

精華台ニュータウンでは、3500 人の住民が生活をはじめ、6 歳までの子どもだけですでに 700 人います。子どもたちに必要な幼稚園がありません。建設のための土地はありますが、町は建設をためらっています。府の文教課も「あらたにたてても他の民間幼稚園とつぶしあいになっても困る」との見解のようです。知事、パイロットモデル都市とは、幼稚園は必要としない都市のことですか。見解をお聞かせください。

また、暮らしを支える商業施設の不足は日々の生活にとって深刻な問題です。ところ

が精華・西木津地区では、1 万人以上の住民が暮らしているのに、数店のコンビニなどがあるだけです。学研記念公園の西側に商業施設用地 6・2 ヘクタールが確保されていますが、商業施設の整備の見込みはたっていません。今後、精華西木津地区の商業施設整備はどうなるのか。お聞かせください。

交通については、いま奈良県側で工事が進められている生駒からの鉄道新線は奈良県ぎりぎりまで止まり、その先の計画がいまだ明らかになっていません。この先、どのような計画になっているのか、見通しはどうか、お聞かせください。

第三に、この学研都市建設は、「クラスター型開発という特徴を生かした周辺地区との調和の取れた街づくり」といわれてきました。これはもともと都市整備公団をはじめディベロッパーが、虫食いの的に買収した土地にあわせて開発するための口実でしたが、周辺地域との釣り合いの取れた街づくりが、いまだどうなっているのかということです。下水道整備は、学研都市開発区域は 100 パーセント。しかし、既存集落は、木津、精華とも 30 パーセントに満たない状況です。学研都市開発のインフラ整備に莫大な税金がつき込まれましたが、これまで町を支えてきた既存集落の住民が待ち望む下水整備が後回しにされる、道路改修も遅れたまま。これでつりあいの取れた街づくりといえるのでしょうか。

また、木津川左岸の南部地域の暮らしと経済活動にとって、府道木津八幡線の渋滞の解消と安全対策は永年の悲願ともなっています。ところが、その代替道路である山手幹線の建設は、一部の完成は見たものの全線開通はいつのことになるのか、住民の不満は強いものがあります。そこで伺いますが、学研開発の南田辺・柏田地区部分の山手幹線が未着手となっていますが、なぜ、この区間の整備がすすまないのですか。京阪や公団に開発者責任でこの事業をやらせようと考えておられるのですか。それなら、この地区の開発計画の見通しは、どうなっているのかお聞かせください。住民の暮らしにとってきわめて重要な幹線の道路整備が、開発事業者の都合次第ではあまりにも無責任ではありませんか。本来府の責任でやるべきではないですか。お答えください。

第四に、この学研都市開発にともなう自治体の財政負担についてです。知事は、94 年の街開きの際、学研開発には全体で 1 兆 4 千億円もの投資が行われ関西空港に匹敵する。京都府の投資は 7 百数十億円と発表されましたが、その後、どれだけ投資したのか明らかにするように求めても、理事者は「集計していない。集計するつもりもない」と、この開発に、どれだけ財政が必要で、これまでどれだけ投入したかという、府民への当然の説明責任をまったく果たそうとしない態度をとってきました。情報公開、住民参加の行政が求められているとき、許されるものではありません。まったく府民不在の官僚的な行政運営だときびしく指摘しておくものです。

私が、これまでの府の学研都市開発関係の事業を集計すると、下水処理センター建設など下水道整備のために 730 億円、学研記念公園建設に 200 億円、道路では精華大通り線だけで 77 億円、煤谷川改修に 87 億円、井関川 48 億円など、河川整備に 140 億円以上、国際高等研究所や地球環境産業技術研究機構の用地費 42 億円、そして「けいはんな」株式会社への出資金 15 億円など出資金・出エン金で 36 億円など、総計で 1200 億円をはるかに超える額となり、本府の府債残高の一割以上を占め、府財政を圧迫していることは明らかです。

さらに、地元の負担も大きく、精華・木津両町ですでに中学校 3 つ、小学校 7 つ、保育所・幼稚園 6 つが建設をされています。このほかに下水道や道路整備など莫大な負担となっています。

そこであらためて伺いますが、この学研都市開発に、これまで府はいくら支出してきたのか、地元の自治体はいくら支出したのか、そして今後、どれだけ負担をしなければならないのか。明らかにすべきではありませんか。府も町もいま「財政が大変」

というのなら、これを府民の前に明らかにし、住民が判断できるようにすることは、知事のいう当然の「説明責任」ではありませんか。お答えください。

以上、いくつか指摘したとおり、学研都市開発も丹後リゾートと同様、先の見通しがなく、ゆきづまりははっきりしています。なぜこうなったのか。これはわが党議員団が当初から指摘してきたとおり、この開発計画は、国家的プロジェクトといいながら、国も京都府も責任をもたない無責任計画であること、この開発はディベロッパーのための宅建開発であり、開発業者任せだということ、さらに「呼び込み型」の学術研究施設誘致は他府県とも競合するなど、うまくいかないこと、国と開発事業者の責任で行うべき財政負担を、京都府と地元自治体に押し付けるものであること、さらに既存地域との格差を広げるものであることなどを繰り返し指摘してきましたが、それが正しかったことを示しています。

まさに、この地域を安く買い占めていたディベロッパーのための開発であり、豊かな山と緑を削り、自然を破壊しながら、それが活用されなくてもだれも責任を持たず、あとは野となれ山となれとする無責任な開発計画であることを示しています。そのつけがいま、新しく移り住んだ住民や既存地域の住民、そして地元自治体にかぶさっているのです。

知事はかつて、わが党議員の質問に対し「燕雀いづくんぞ鴻鵠の志を知らんや」と史記を引用されましたが、知事のバブルに踊らされた見通しのない開発計画を「鴻鵠の志」といわれたのでは司馬遷が泣くというものです。

この開発を次の知事に引き継ぐためにも、第一に、学研都市開発の計画の全面的な見直し、縮小を行って、これ以上のムダと自然破壊の開発はやめることです。この決断をされてはいかがですか。

第二に、国と開発者責任を明確にして、それにふさわしい財政負担を求め、学研都市に移り住んだ住民の暮らしを支える当然のインフラ整備をすすめるとともに、遅れている周辺地域整備をすすめる先頭に知事が立つべきです。いかがですかお答えください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

●学研問題での知事、理事者の答弁

【知事】学研都市についてですが、多様な機能を持った35の施設がすでに立地し、促進法にいう「わが国と世界の文化学術研究の発達に資する中心都市」が形成されつつあると認識をいたしております。施設立地につきましては、精華西木津地区では文化学術研究ゾーンの約70%の土地について建設または計画中であり、この1年間だけでもオムロンのIT分野の中央研究所の着工や世界的なゲームソフト会社CSK大川センターによるユニークな児童向けの参加体験型教育研究施設の開設、さらに近々、引き渡しを受けます国会図書館関西館、そして14年度中にできあがりです「わたくしの仕事館」が開設予定であるなど、力強い進展を見せております。木津地区においても日本原子力研究所関西研究所に親子が楽しく先端科学に触れることのできる「キッズひかり科学館ホートン」やスーパーコンピューターの全国ネット・ITBL計画の開発拠点整備がされるなど幅広い機能の集積が進んでいるところであります。

今後とも国、自治体、産業界等がそれぞれ力を出し合い、より充実した施設立地の促進をはかってまいりたいと思います。

産業振興につきましては、年間約900件の特許出願や産学の共同研究、ベンチャー企業による技術開発など、産業や雇用の創出につながる活動や成果が生まれておりますが、先日の上村議員の代表質問にもお答えいたしましたとおり、すぐれた基礎研究に加え実用化に近い開発研究にも積極的に取り組むなどにより、産業振興にも大きく貢献するも

のと考えております。新しい芸術文化創造の中核の形成につきましては、ひきつづき構想の熟度を高め、実現に向けた幅広い取り組みをしていくこととしておりますが、各クラスターにおいては地域の歴史と文化の蓄積を生かした施設整備や地元で根ざした芸術文化活動が展開されておまして、国会図書館関西館はあらゆる分野にまたがる情報を文化の宝庫として、文化の発展に中心的な力を発揮するものと考えております。

厳しい経済情勢の中ではありますが、民間の心強いがんばりと国の科学技術創造立国への積極的な取り組みを受けまして、学研都市はこれからも産・学・官あげて建設促進が進んでいくものと確信を致しております。

関連の交通や都市の基盤整備についても、計画や実施当初から私は周辺既成地域を含めた生活環境や利便性の向上を目的として十分取り組むようにということを基本方針にしておまして、その通り進んでおまして、国、自治体、開発事業者等がそれぞれの役割において今後とも積極的に推進していくことが必要と考えております。

先ほど言われました1500とかいう数字も、これは学研都市だけが使うのではなくて、周辺の人全部がその受益をしますし、日本国民全体がそれを受けているということになりますし、その金額を起債と比べましたけれども、その中には国庫補助も入っており、いろんな点が抜けておまして、非常に錯覚を起こすような数字でございますので指摘をしておきます。

議員のお話を聞いておますと、「坊主憎けりや袈裟まで憎い」ということで、何でもかんでも憎いようでございますが、新井議員の属される共産党とはまったく価値観、社会観を別にしておきますので、これ以上説明をしてもムダでございますので、見解の相違ということを申し上げておきます。

しかし、近くは知事選挙を通じて府民の賢明な判定が下されると思いますし、未来的には歴史が明確に証明をしてくれると信じております。

【企画環境部長】学研都市の基盤整備について 国、地元自治体である府と市・町、開発事業者等が協力し、21世紀にふさわしい安全快適で利便性に富んだ自然環境と共生、調和したまちを目指し、交通基盤や都市基盤の整備を進めております。幼稚園などの教育施設や商業施設など住民の生活に密着した施設機能につきましては、都市の熟度に合わせて基本的に地元市・町において整備や導入が進められておりますが、住民の方々や立地機関の人たちが住みやすく、働きやすいまちとなりますよう京都府といたしましても必要な調整に努めてまいりたいと存じます。

奈良県域で建設が進められている京阪奈新線につきましては、大阪方面から学研都市への東西軸の鉄道機能が大幅に充実されるものとして、大きく期待をいたしております。現在、建設中の生駒から登美が丘までのルート完成により、中心クラスターである京都府域の精華西木津地区へのアクセスが大幅に改善される予定であります。なお、京都府域への延伸につきましては将来的な問題と考えております。山手幹線につきましては、計画熟度に応じて段階的な整備をおこなうこととしております。各クラスターの開発の進度に合わせて区間を設定し、順次建設を進めております。南田辺、狛田地区につきましても計画的整備の進展等を考慮しながら国や開発事業者の調整して、今後整備を図ってまいりたいと存じます。

学研都市建設に関連する道路、河川、公園など京都府が実施する公共事業は、学研都市建設のためだけでなく、周辺区域も含めた広い地域の利便性や生活環境の向上に資するものでありますが、その事業費につきましては平成6年のまちびらきを節目と捉えて算定したところであり、精華西木津地区の概成時期を次の節目として国立国会図書館や私のしごと館が開館する時期をとらまえてとりまとめを検討してまいりたいと考えております。

学研開発 — 知事、質問の一つひとつには答弁不能 事業費も明らかにせずでは、府民への説明責任は果たせない

【新井】学研開発については、知事はいろいろ言われましたが、私が質問した一つひとつについては、まともな答弁にはなっていないというふうに思います。なぜなら現にあれだけの造成をし、今後も含めて学術研究施設用地を 580 ヘクタールも造るということです。しかし、今後、580 ヘクタールの学術研究施設用地に実際に研究施設が建つのかどうかと言えば、明らかにそれについては見通しが立っていない。先ほど言いましたように、文化芸術センターの構想についても文化庁は具体化をしていない。こういう状況にあるわけです。そういった意味ではこの局面で全面的な見直し、縮小、これ以上の自然破壊をやらない、こういう立場が必要なのではないかというふうに思います。

もう一点は、学研の工事費については数字を上げられませんでした。しかし、私は公共事業というのは一つひとつについて、全体の事業費を明らかにし、それにかかわって進捗状況ということも明らかにして府民の前に公表する。これが知事が口で言われている情報公開や説明責任だと思います。それをまったく棚に上げて、府民すべてが利用するんだから、そんなもん集計をしても意味がないというような説明の仕方は、予算を預かる者としては恥ずかしい限りだと言わざるを得ません。いま、学研開発をめぐる知事はいろいろ言われましたが、現にこの京都全体や、この学研開発も含めて活性化してきたのかといえ、経済界からも「沈滞した京都」と言われ、前副知事からも「京都全体が自信を失っている」と言われる、こういう事態が生まれているわけですから、厳しく指摘をして質問を終わります。

●予算委員会の日程と注意事項について

(注意) 傍聴される方は、①開催当日の予算委員会開会時刻の 30～15 分前までに、府議会棟 1 階のロビーの受付までお越してください (20 日の午後のみ傍聴したい方は、午前 9 時 45 分までに受付する必要があります)。②傍聴できる人数は 10 名までで、定員超過の場合は抽選となります。③いったん「傍聴券」が発行されたら、その方の当日の出入りは自由となります。

月日	曜	時間	委員会名
2/14	木	13:00～13:15	委員会運営協議
		13:15～15:45	総務部書面審査
		15:45～16:45	企業局書面審査
2/15	金	13:00～16:00	府民労働部書面審査
2/18	月	13:00～16:00	企画環境部書面審査
2/19	火	13:00～15:00	商工部書面審査
		15:00～16:30	知事公室書面審査
2/20	水	10:00～12:00	警察本部書面審査
		13:00～16:00	土木建築部書面審査
		16:00～16:30	出納、監査書面審査
2/21	木	13:00～17:00	保健福祉部書面審査
2/22	金	13:00～16:00	教育委員会書面審査
		16:00～16:30	人事、議会書面審査
2/25	月	13:00～16:00	農林水産部書面審査
2/26	(請願締切日)		
3/ 4	月	13:00～17:00	知事総括質疑

予算委員会への傍聴におこしいただくとともに、委員会で取り上げるテーマ等についてもご意見がありましたら、議員団までお寄せ下さい。

e-mail giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp